

# 江別市 浄化槽設置整備補助事業などのあらまし

令和8年度版



## ① 汲み取り式トイレ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方

建築基準法に基づく延べ床面積	人槽区分	補助金交付限度額
130㎡までの場合	5人槽	414,000円
130㎡を超える場合	7人槽	474,000円
台所及び浴室が2箇所以上 →2世帯住宅用	10人槽	660,000円

※ 人槽とは、住宅の床面積で原則として決まる浄化槽の大きさですが、居住人数によっても異なります。

※ 併用住宅の人槽区分は、居住部分のみの該当となります。

## ② ①に該当する方で、

- ・既存単独処理浄化槽の撤去も同時に行う方

①の人槽区分ごとの補助金交付限度額 + 補助金限度額 150,000円

## ①に該当する方で、

- ・汲み取り便槽の撤去も同時に行う方

①の人槽区分ごとの補助金交付限度額 + 補助金限度額 120,000円

## ③ ①と②に該当する方で、宅内配管工事も同時に行う方

① + ② + 補助金交付限度額 330,000円

補助対象・注意事項については次のページへ→

# 補助対象について

## ■ 補助を受けられる地域

- 下水道の整備が当分の間見込まれない地域  
角山、篠津、中島、美原、八幡、江別太、豊幌、上江別、東野幌、西野幌、元野幌、大麻、文京台

## ■ 補助を受けられる方

- 汚水処理未普及解消につながる場合で、浄化槽の設置を検討している方  
(例) ・ 既存の単独処理浄化槽又は汲み取りから合併処理浄化槽へ転換  
・ 単独処理浄化槽又は汲み取りが設置されている住居から転居し、合併処理浄化槽を設置する場合  
・ 下水道区域又は集合住宅等から転居して合併処理浄化槽を設置する場合  
・ 市外からの転居
- 災害による家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は改築を検討している方

## ■ 次のような場合は補助の対象とはなりません。

- 汚水処理未普及解消につながらない場合  
(例) ・ 既存の合併処理浄化槽からの転換  
・ 合併処理浄化槽が設置されている住居から転居し、合併処理浄化槽を設置する場合  
※上記2つについて、汚水処理未普及解消につながる場合は対象となる。  
(処理対象人員の増加等)
- 住宅を借りていて、賃貸人の承諾が得られない場合
- 住宅以外の建物に設置する場合(店舗との併用住宅は対象になります)
- 浄化槽の大きさが11人槽以上の場合
- 公共事業により既に設置している浄化槽が補償の対象とされた場合
- 既に設置している浄化槽について、法定検査の受検を拒否するなどその管理が不適切であり、今後も改善の見込みがないと判断される場合
- 浄化槽法、建築基準法及びその他の関係法令に違反していると認められる場合
- 既に工事を開始(事前着工)した場合
- 市税を滞納している場合

## ■ 江別市内の主な設置業者(設置費用等については、こちらにお問い合わせください)

- 道央衛生(株) Tel 383-9080
- (有)若林設備 Tel 385-3542
- (株)北海道理水 Tel 382-2081
- (有)水工房 Tel 391-3535
- (有)朝日管工 Tel 383-6264

## ■ その他

- 「撤去工事のみ」「宅内配管工事のみ」の申請はできません。
- 撤去工事・宅内配管工事の補助申請は任意となっています。  
個々の状況に合わせてご申請ください。
- 国の制度が変更になった場合は、補助金交付限度額を変更することがあります。
- 設置後の維持管理費は、全額自己負担となります。(年間 約8~10万円です。)
- 補助金交付の手続きについては、設置業者による代行も可能です。
- 工事費総額は設置条件により異なりますので、設置業者に直接お尋ねください。
- 道央農協の組合員の方は、設置者負担分について貸付金制度をご利用になれます。

## 注 意 事 項

- 浄化槽設置整備補助申込書をご提出いただいた方から先着決定となります。
- 来年の3月末日までに設置が完了し、使用開始届の提出が条件となります。
- 浄化槽を適正に管理していただくため、「保守点検」及び「清掃」に係る業務の委託契約を有資格事業者と締結していただきます。
- 正当な理由なく、浄化槽法などで課せられている義務を履行しない場合は、交付した補助金を返還していただくとともに、法の規定などにに基づき、罰則が科せられることもあります。

### ※(重要)設置後の公的機関による法定検査について

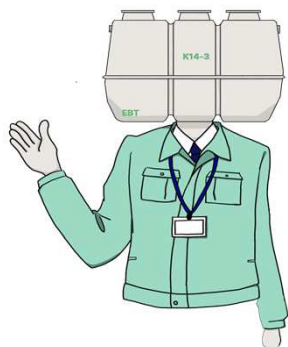
平成18年2月に改正浄化槽法が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者（設置者）に対する罰則規定（30万円以下の過料）等が新たに設けられました。

法定検査の受検（年1回）は、浄化槽の点検、調整及び修理等を行う「保守点検」（4ヵ月に1回以上）、浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、関連装置・機器類の洗浄などを行う「清掃」（年1回以上）と同様に、浄化槽法で浄化槽管理者に義務付けられています。法定検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを確認する検査（水質及び外観検査）ですので、**必ず受検してください。**

申込み・問合せ先

江別市生活環境部環境室廃棄物対策課庶務係

江別市工業町14番地の3 ☎ 011-383-4217



◎ 江別市では、平成8年から384世帯の方が市の補助金制度を利用し、合併処理浄化槽を設置しています。

合併処理浄化槽を設置すると…

● 河川に流す汚水の汚れは約8分の1となり、美しい水辺が蘇ります。

